

入試情報の取扱いについて①

■ 令和8年度大学入学者選抜実施要項（令和7年6月3日付文部科学省高等教育局長通知）（抄）

第13 その他注意事項

2 入試情報の取扱い

（1）教科・科目に係る個別テストにおける試験問題やその解答については、学校教育法施行規則第172条の2第1項第4号（令和6年9月30日公布、令和7年4月1日施行）に基づき、当該入試の実施以降に受験者や次年度以降の入学志願者が学習上参考にできるようにするため、次のとおり取り扱う。

① **試験問題については、原則として公表**するものとする。

② **解答又は解答例等及び出題の意図（少なくとも教科・科目に係る個別テストの科目ごと）については、原則として公表**する。

上記のほか、小論文のテーマや口頭試問の内容等についても、積極的に公表することが望ましい。

なお、試験問題中の著作物の権利処理が困難である場合には、著作物名を記述すること等により問題の内容が明らかになるよう努める。

（2）各大学は、入学志願者に対し、大学案内、大学説明会等により、アドミッション・ポリシー、学部等の組織、教育研究の内容及び特色、学生生活の概要及び諸経費、過去の年度の入学志願者、受験者及び合格者の数、卒業後の進路状況、在学中の修学支援の体制・取組など大学・学部等の選択の参考となる情報の提供に努める。

（3）各大学は、**受験者本人への成績開示**や、選抜区分に応じた受験者数、合格者数、入学者数等の入試情報の積極的開示に努める。また、試験の評価・判定方法についても、可能な限り情報開示に努める。

（4）上記（1）（2）における公表及び（3）における受験者本人への成績開示を含む情報の開示については、情報を入手する者の利便性の向上に十分に努める。

留意点 ✓ 公表を行うこと自体を目的とせず、「受験者や次年度以降の入学志願者が学習上参考にできるように」するという**本来の趣旨・目的が達成される方法での公表・開示**を行っていただきたい。

【情報公開関係（学校教育法施行規則の一部を改正する省令（令和6年9月30日公布、令和7年4月1日施行）に関するQ&Aより）

Q. 公表の方法について、希望者にのみ公表することで良いか。

A. 今回の施行規則改正の趣旨に鑑み、特定の範囲ではなく、ホームページに掲載するなど広く社会に公表することが求められます。

入試情報の取扱いについて②

(4) 入学志願者の特定や出願資格・要件の確認、各種連絡等のために必要な情報を除き、**能力・意欲・適性等の評価・判定に用いない情報を入学志願者に求めない**こととするとともに、合格者の氏名や住所、調査書に記載された内容等、各大学が選抜を通じて取得した個人情報については、入学者選抜並びに必要なに応じ入学後の学籍管理、学修指導及び学生支援関係業務に限って利用するものとし、外部への漏洩や目的外の利用等がないよう、その保護に十分留意しつつ、適正な取扱いに努める。

留意点

- ✓ 例年、出願の際の提出書類や面接試験等において、入学者選抜において不要と思わざるを得ないような情報や、その他不適切な情報を取得している大学があるとの受験者側からのご意見が寄せられている。
例) 願書に健康状況について記載する箇所がある、尊敬する人物や愛読書について問われた、保護者の職業を問われた 等
- ✓ 例えば、採用選考時に配慮すべき事項（厚生労働省「公正採用選考特設サイト」<https://kouseisaiyou.mhlw.go.jp/index.html>）等も参考にしながら、**中立かつ公正・公平に実施されるべき入試への信頼に疑念を抱かれることのないよう、入学者選抜業務に関わる教職員が一体となり、入試により取得する情報の必要性について不断の見直し・精査**を行っていただきたい。